

フランスとドイツにおける 近代的ネイションの成立とその言語的側面

清水 朗

1. 序

ネイション（国民・民族）及びナショナリズムがヨーロッパでいつ成立したかについては様々な見解があるが、今日ではしばしば以下の三つに大別される：

- 1) ネイションもナショナリズムも古代から存在したとするもの（いわゆる「原初主義者」〔例：C. ギアーツ〕による）
- 2) ネイションもナショナリズムも近代の「発明」であるとするもの（いわゆる「近代主義者」〔例：B. アンダーソン, E. ゲルナー, E. ホブスボーム〕による）
- 3) ネイションは古代より存在するが、ナショナリズムは近代の産物であるとするもの（折衷主義者〔例：A. D. スミス〕による）

本稿はネイションは近代以前にも——近代的ネイションとは異なる形態にせよ——存在したが、ナショナリズムは近代の産物であるとする第三の立場に立ち⁽¹⁾、近代的ネイションとしてのドイツ⁽²⁾及びフランスの成立と両国における言語統一への動きがどのように関わっていたのかを17～18世紀を中心として概観的に示そうとするものである。ただし最初にその前史として中世から16世紀までの当該地域における^{ステイト}国家と言語、および^{ネイション}民族の関係についてごく簡単に触れておく。また用語も上記の第三の立場に従い使用されていると理解されたい。

2. 中世ドイツ・フランスにおける^{ステイト}国家と言語

周知のように中世西ヨーロッパにはフランク王国（メロヴィング朝〔481～751〕, カロリング朝〔751～987〕）が存在し、それは843年のヴェルダン条約により西フ

ランク王国、東フランク王国、中部フランク王国に三分割され、それぞれが近代以降のフランス、ドイツ、イタリアの祖形となったとされる。後に西部ではフランス王国（カペー朝 [987～1328]、ヴァロワ朝 [1328～1589]）、東部では神聖ローマ帝国（962～1806）が誕生するが、これらはもちろん近代的ネーションであるフランス・ドイツとは異なる王朝国家あるいは帝国であった。

言語の面でも西部では古フランス語（オイル語）やオック語、東部では古高ドイツ語や古ザクセン語、後には中高ドイツ語及び中低ドイツ語が話されていたが、各地方ばらばらの言語変種が用いられており、国家レベルでの共通語あるいは規範語が存在していた訳ではない。また近代国家の存在を前提とする国語⁽³⁾が存在しなかったことも言うまでもない。

3. 16世紀までの民族と国家

しかしながら、中世より近代に至るまで⁽⁴⁾西ヨーロッパでネーション意識が皆無であった訳ではなく、フランスにおいてはすでに王権を軸としたそれが存在していたとする指摘がなされている⁽⁵⁾。また15世紀から16世紀にかけ、ゲルマン人であるフランク族は古代トロイア人の末裔であり、それがさらにフランス人に繋がるという言説が当時のフランス人のネーション意識を顕揚するために現れもする⁽⁶⁾。

一方、ドイツにおけるネーション意識はWelsche（イタリア人・フランス人）⁽⁷⁾に対する差異の意識として、16世紀のライン上流地域におけるブルグント戦争や、神聖ローマ帝国（以下「^{ライヒ}帝国」）皇帝の上部イタリアでの戦争によりはじめて明確な形をとるに至ったと言われる⁽⁸⁾。ほぼ時を同じくして、ルターによる宗教改革はドイツ人の民族的かつ反ローマ的な感情をさらに高めることになる⁽⁹⁾。また生活上の様々な領域における反フランス精神は16世紀前半より強まり、17世紀後半のルイ14世下に絶頂に達するが⁽¹⁰⁾、同時代のフランスと比べると、^{ライヒ}帝国における^{ネーション}国家と民族との一致の度合いは低かったと言える。

ただし、^{ステイト}国家としての（ブルゴーニュ・スペインをも含む）ハプスブルク家の帝権とフランス王権の対立の構図は存在しており⁽¹¹⁾、それを踏まえた上での帝国皇帝とフランス国王の至上権（Suprematie）をめぐる論争が行われていた⁽¹²⁾。その最たるものとして皇帝カール5世とフランス国王フランソワ1世の権威に関わるフランス側の王権優位の主張があるが⁽¹³⁾、帝権の軽視はその後J. ボダンの国家理論により裏打ちされる⁽¹⁴⁾。しかしこれに対するドゥ・トゥーの異論⁽¹⁵⁾もあり、フラ

ンス国内においてもこの点に関する見解の一致があったとはいいがたい。

4. 16世紀までの民族と言語^{ネーション}

ネーションとの関係における言語について言えば、いまだ国語と呼ばれるには程遠いにせよヴァロワ朝フランスのルイ 11 世（在位：1461～1483）によって「王家の所領（domaine royal）」における言語統一のための勅令が出され、続くシャルル 8 世（在位：1483～1498）はラテン語ではなく民衆語⁽¹⁶⁾で裁判を行う旨の勅令を出している。

こうしたネーションレベルでの民衆語の使用はルイ 12 世（在位：1498～1515）およびフランソワ 1 世（在位：1515～1547）に継承され、1539 年フランソワ 1 世により公布されたヴィレール・コトレの勅令（ordonnance de Villers-Cotterêts）は、裁判の訴訟手続きや判決の際にフランス語のみを用いることを定めたものとして名高い。ここにネーションにおける漸進的な言語統一の始まりを認めることができよう。

世紀半ばには J. デュ・ペレーの『フランス語の擁護と顕揚（Defence et Illustration de la langue françoise）』（1549）が発表されるが、これは国家語⁽¹⁷⁾としてのフランス語涵養に対する新たな意欲的心構えを一個人の立場から示したものとして、フランス語史においては画期的な著作とされている。

さらに世紀の末には M. E. モンテーニュの『随想録（Les Essais）』（1580～95）がフランス語で発表されたのも、この時期には学術書・学術論文におけるフランス語の使用がすでに可能になっていたという背景があったからなのである。

他方、16 世紀のドイツは国家としてはまだなおハプスブルクの帝権のもとに認められるに過ぎなかったものの、その枠組み内でのドイツ民族の共通語へ向けての動きは M. ルターのドイツ語訳聖書（新約 [1522]、旧約 [1534]）及び他のドイツ語諸著作によって大きく進められた⁽¹⁸⁾。ルターはマイセンを中心として、地方的にせよ規範化の進んでいた東中部ドイツ語（Ostmitteldeutsch）に基きながら南部で盛んであった共通ドイツ語（Gemeindeutsch）の要素をも取り入れ、民衆に親しみやすい文体を作り上げた。そのドイツ語が、紙のヨーロッパへの移入と印刷術の発明に助けられ、宗教改革運動とともにドイツ各地へと広まっていったのである。

ドイツ語の共通語化へ向けて意識的に著述された文法書としては、同世紀末の J. クラーユスによる『ドイツ語文法（Grammatica germanicae linguae [...]）』

(1578) が挙げられる。ラテン語で書かれたこの著作は「ルターのドイツ語聖書及び彼のその他の著書から集められた [...] ([...] ex bibliis Lutheri germanicis et aliis eius libris collecta)」と題名中にあるように、ルターのドイツ語をドイツ各地に広めることを目指していた。

5. 17～18 世紀の民族と国家

17～18 世紀はフランスではブルボン朝期 (1589～1789) とほぼ重なっており、以前はフランス革命までを絶対王政期と呼び慣わしていた。しかし今日ではこの時代を一括してこの名称で呼ぶことの妥当性が疑われ、前半をルイ 14 世の時代⁽¹⁹⁾、後半を啓蒙主義期と呼ぶことが多い。

ルイ 14 世の時代に始まる 17 世紀後半より 18 世紀までフランスにおける国民^{ネイション}と国家^{ステイト}との一致の度合いは——いまだフランス革命以前の前近代にあるとはいえ——同時期のドイツにおけるよりも高かったと言える。一般には 1789 年のフランス革命が近代的ネイションの始まりであるとされることが多いが、近代的ネイションへの動きは突然起こったものではなく、それまでの貴族的・王党派の愛国主義にかわり、すでに 1770 年代より公益 (Allgemeinwohl: 一般民衆の利益) を志向した市民的愛国主義が形成され始めていた⁽²⁰⁾。それと同様に社会生活面でも宮廷的な honnête-homme (慇懃な男 [人], 紳士) の理想が市民的な homme de bien (善人) あるいは citoyen honnête (誠実な市民) へと解釈を転換させられていく⁽²¹⁾。

他方帝国では 1648 年のウェストファリア条約以前に主として三十年戦争を通じて生まれた近代的ナショナリズムの前形態である帝国への愛国主義 (Reichspatriotismus) が広範にいきわたっていた。帝国への愛国主義は主に哲学者 J. G. ライプニッツの影響のもとに、18 世紀には啓蒙主義的愛国主義 (aufklärerischer Patriotismus) へと変容していく⁽²²⁾。

当時のフランスとドイツ、つまり王国と帝国^{ライヒ}との関係について言えば、まず政治理論面では 1655 年にドイツ人として初めて J. リムネウスがフランス王政論『フランス王列伝 (Notitia regni Franciae)』をドイツの読者向けに発表したことが注目されるべきである。前述のボダンの国家理論に一世紀近く遅れ、フランスの国内法と政治の状況がドイツ人の側からようやく記されたことになる⁽²³⁾。

またルイ 14 世の時代より帝国とフランス王国との間に「宿敵関係 (Erbfeindschaft)」が存在したという見解がかつてはあったが、F. ボスバッハは中世におい

て悪魔を、後期中世以降はキリスト教徒の敵としてのトルコ人を指すためにあった「宿敵関係」の概念が後にフランス人に対して転用されるようになったことを示した。その際この語の意味合いは宗教的なものから政治的なものへと変化しているという⁽²⁴⁾。すでに1513年に皇帝マクシミリアン1世がフランス人に対しこの言葉を使っているが、何よりもルイ14世のオランダ侵略戦争（1672～78）の際に頻用され、1683年にはルイ14世は「キリスト教徒である新たなトルコ人」と形容されるようになる⁽²⁵⁾。

しかしフランスとドイツの敵対関係が当時存在したとしても、それは二つの民族の間におけるものではなく、ブルボン家とハプスブルク家という二つの王朝（Dynastie）の間における前近代的なものであったことに注意しなければならない⁽²⁶⁾。前近代の時代から両民族の敵対関係が存在したという「伝説」は主に1870～71年の普仏戦争の政治的・社会的・文化的結果を原因として、それ以降の19世紀末に成立したことが最近の研究で明らかになっているのである⁽²⁷⁾。

さらに18世紀中葉の七年戦争（1756～63）はドイツ人の教養市民層的ナショナリズム（bildungsbürgerlicher Nationalismus）あるいは祖ナショナリズム（Protonationalismus）の出発点となり、それは特にフランスが敵国であるというイメージを作り上げた。集団現象としての近代ナショナリズムは通説に従えばフランス革命以後に生じたとされるが、近年の研究はすでに1740年頃からドイツ人の間に政治的パンフレット（Flugschriften）や戦意高揚のための説教、さらには擲弾兵の歌（Grenadierlieder）などによって民族的（national）かつ祖国を賞賛する言説が現れていたことを明らかにしている⁽²⁸⁾。

しかしながら、これはあくまでも近代的ネイション意識の前形態であるという留保は必要である。フランスとドイツの間にはすでに近世初期に（近代的）「ネイション意識の初期形態^{アンシャン・レジーム}⁽²⁹⁾」が見られるが、これをフランスの旧体制における、成立以前のネイションに対する紋切り型の固定観念や、18世紀後半の帝国^{ライヒ}における言語的・文化的性格をもった民族的言説同様、近代的ネイション意識そのものと混同してはならないのである⁽³⁰⁾。

また前述のようにフランスでは1770年代より市民的愛国主義の萌芽が見られたが、それは当時の哲学者（philosophes⁽³¹⁾）が専制的であるとして非難した王政的国家形態や三身分の利益の齟齬、王侯貴族の不道德などの理由により、現状のフランスにおいては民衆のための愛国主義の生じる余地がないと考えたからであり、その際百科全書派（encyclopédistes）がプロイセンのフリードリヒ2世の啓蒙主義的

支配を始めとする外国の例を賞賛し、暗にフランスの情勢を批判したことによるところが大きい⁽³²⁾。そのため同時期のドイツ（例えばプロイセン）の愛国主義の形成もまた、こうしたフランス啓蒙主義期における近代的な祖国観からフランスの影響を受けている面があり、これをフランスの影響に対する自衛行動としてのみ理解するべきではないのである⁽³³⁾。

6. 17～18 世紀の民族と言語

前節で見たように、18 世紀末に至るまでフランス・ドイツ両国においてはいまだ近代的ネイションは成立しておらず、ただその前形態と見なせるものが存在するのみで、そのあり方もそれぞれ異なっていた。ここではその事実を踏まえた上で、17～18 世紀における前近代的ネイションと言語との関係がいかなるものであったかを見てみる。

17 世紀のフランスでは、16 世紀後半にイタリア各地で設立され始めた言語協会、特にアカデミア・デラ・クルスカ（1582 年設立⁽³⁴⁾）に範をとり、1634 年にルイ 13 世の宰相リシュリューの後ろ盾により、フランス語純化を目的としたアカデミー・フランセーズが設立される⁽³⁵⁾。学問の領域ではそれに先立つ 1624 年にフランス語で学位論文（thèses）を書く許可が公式に出されるなど、前近代にあるとはいえフランス王国における（ラテン語に対する）民衆語の地位向上と形態上の統一はこの時期着実に進んでいったのである。

ルイ 14 世の時代である 17 世紀後半から啓蒙主義期にあたる 18 世紀末までフランス語が文化及び外交の領域でヨーロッパを席卷したことは従来通説として知られていたが、これについては実態をより詳細に、個々のケースや分野に分けた上で研究すべきだと近年では考えられている。

文化面ではすでに 17 世紀中葉に C. F. ヴォジュラが『フランス語注意書き（Remarques sur la langue française）』（1647）によりパリを中心とした宮廷や上流階級の用法（l'usage）を範としたフランス語の話し方・書き方の指針を示し、その直後よりこの書はフランス古典主義の言語規範と見なされるようになる⁽³⁶⁾。また 18 世紀後半に A. リヴァロルは『フランス語の普遍性について』（1784）の中で「明晰でないものはフランス語ではない」と書き、フランス語は全世界で使われるべき論理的な言語であると述べたことは良く知られた事実である⁽³⁷⁾。しかし実際には隣国ドイツの上流階級においてすらその使用は時と場所、また人それぞれによ

って左右されていたことが近年明らかになっているのである⁽³⁸⁾。

また外交の分野ではすでに 1648 年以前に主にフランス語が使用され始めていたものの、それ以外の言語の使用が認められていなかった訳ではない。現に 1648 年のミュンスター条約はラテン語で起草されたし、フランスと帝国^{ライヒ}との間では 1714 年にラシュタットでフランス語が使われるまで、和平条約は常にラテン語で作成されていたのである。しかしラシュタットの和平も外交官ではなく軍人により締結されたものであり、同年のバーデン和平条約では再びラテン語に戻ってしまう。また 1735 年のウィーンの暫定和平条約はフランス語で起草されたものの、最終条約ではラテン語が使われている。結局ラシュタット以後は 1748 年のアーヘン和平条約でそれが形式的な意味を持つに過ぎなくなるまで、ラテン語は再び和平条約の言語であり続けることになる⁽³⁹⁾。

他方、17～18 世紀のドイツではアカデミー・フランセーズに先立つ 1617 年にアンハルト＝ケーテン侯ルートヴィヒにより、やはりアカデミア・デラ・クルスカの範のもとドイツの言語協会 (Sprachgesellschaften) の先駆けである《実りを結ぶ会 (Die Fruchtbringende Gesellschaft)》が結成される。当時のドイツはフランスのような統一国家^{ステイト}の実態を欠いてはいたものの、この会は諸領邦国家の枠組みを超えたレベルでのドイツ語の涵養や統一、さらには「ドイツ人の美德」をも目指していた。これは当時の協会運動 (Sozietätsbewegung) の一つと考えることができよう⁽⁴⁰⁾。この会には M. オーピッツ、W. ラヒティウス、K. シュティラーといった詩人、文法家、辞書編纂者が属しており、貴族主体ではあったが市民にも言語涵養上の功績があった場合には入会を許可するという、社会的にも開かれたものであった。そのため、この会は前近代にありながら、近代以降の国語としてのドイツ語の形成への一里塚と考えることができるのである。

18 世紀に入ってもなお、今度はフランスの影響のもとで《ライプツィヒドイツ語協会 (Leipziger Deutsche Gesellschaft)》をはじめとする多くの言語協会が設立される。これらの言語協会は 17 世紀のものと同様、超階級的な傾向をもつ協会 (Sozietäten) であり、ドイツ語の純化を謳いながらも、必ずしも反フランス的な色合いをもつものではなかった。その代表例として《ドイツ語の涵養と純化のためのドイツ協会 (Deutsche Gesellschaft zur Pflege und Reinigung der deutschen [pfälzischen] Sprache)》(1775 年設立) をここでは挙げておく⁽⁴¹⁾。

さらに文化一般上の出来事として、18 世紀ドイツでは国民文学 (Nationalliteratur) による近代的国民アイデンティティ形成の試みがなされた。それはドイツ

文化国家（Kulturnation）形成のため、フランスに対する他者性（Alterität）の構築によって自らのアイデンティティーを確立しようとするものであった⁽⁴²⁾。この試みの中でも重要なものとして G. E. レッシングの『17 番目の文学に関する書簡』（1759）が挙げられる。ここでレッシングは当時の文学界の重鎮 G. Chr. ゴットシェートの「フランスかぶれの（französierend）」戯曲を批判し、フランス流の厳格な演劇規則から自由な、ドイツ人の趣味により見合った文学の創造を要求したのである⁽⁴³⁾。

文学運動の一環としてドイツ国民劇場（Nationaltheater）の存在も見逃すことはできない。ドイツ演劇をフランス演劇の束縛から完全に解き放とうとする試みは結局失敗に終わったが、国民劇場と演劇の制度化を巡る議論で「国民」と「^{ナツィオナル}国民の」という言葉が頻用されたからである⁽⁴⁴⁾。

またドイツ演劇のあり方にも言及しながら民族について論じた人物として J. G. ヘルダー（1744～1803）を忘れてはならない。ヘルダーは民族とは言語共同体のことであると唱え、19 世紀のドイツや 19～20 世紀の東ヨーロッパにおける近代的ネーションの成立に大きな思想的影響を及ぼした。その影響は民族解放運動のみならず、種々の民族間闘争、迫害、戦争にまで及び、その思想の評価は非常に難しい⁽⁴⁵⁾。だがいずれにせよヘルダーが唱えた民族的（あるいはエトニ的）ナショナリズム（ethnic nationalism）はフランス・イギリスなどにおける市民的ナショナリズム（civic nationalism）の対として、古典的ナショナリズム二分法の一とされていたことは銘記すべきである。

次に外交面を見ると、^{ライヒ}帝国では 1648 年のミュンスター条約以後もラテン語が積極的に使用され続けた。ラテン語は帝国の公用語であるとともにキリスト教ヨーロッパの一般的通用語としてヨーロッパ外交の共通語（lingua communis）であったが、対フランスの和平条約では 1714 年に軍人の間で締結されたラシュタット条約と 1735 年のウィーンの暫定和平条約を例外とすれば、1748 年のアーヘン和平条約までラテン語が用いられていたことは上に述べたとおりである。

しかしそれ以降は帝国内でも、1763 年にプロイセン・オーストリア間で締結されたフーベルトゥス条約におけるようにフランス語も使用され始める。プロイセンは 17 世紀以降フランス語に対して開かれた姿勢をとり、オーストリアも 1789 年まで国内の通用語としてはラテン語のみを用いていたものの、対外通信用語として段々とフランス語を使うようになっていく⁽⁴⁶⁾。しかし外交以外の商業文書などではラテン語は 1789 年以後も使われ続けていたことにも注意しておくべきであろう。

7. 結語

以上、フランスとドイツにおける前近代的ネイションと言語の関係を、近年の当該分野に関する研究成果をもとに極めてコンパクトな形ではあるが概観した。もとよりネイション及びナショナリズムについての見解が分かれる上、年代区分に関しても十分なコンセンサスが欠けているため、これらを冒頭で暫定的に定義した上で記述を行なった。しかしそれでも全体像を明確に描くには至らなかったかもしれない。世紀による区分は当然のことながら政治・思想・言語上の出来事と正確には同調^{シンクロナイズ}していない上、何をもって近代的あるいは前近代的ネイション^{ネイション}の証とするかは最終的には各論者の立場からの判断によることになるからである。

総括的に言えば、前近代のフランスにあっては近代的国民国家とは異なるものの、15～16世紀には近代的民族意識^{ネイション}の初期形態が存在し、特に17世紀後半以降王政を軸とした国家と一般個人の間^{ステイト}にいきわたったネイション（民族・国民）意識との一致がかなりの度合いまで高まっていた。もちろんウェストファリア条約における西欧的主権の主体が君主であり民衆ではなかったという点で、真の意味での近代的ネイションの到来はフランス革命を待たなければならなかったのではあるが。

言語面では15世紀中頃より、民衆語であるフランス語の統一や法廷での使用を求める勅令が次々と出され、16世紀中頃にはデュ・ベレーの著作により国家語としてのフランス語が顕揚されるに至る。ルイ14世の時代である17世紀後半以降フランス語はヨーロッパ文化において中心的役割を果たすが、同時期の外交におけるラテン語の役割にはいまだ無視しがたいものがあった。国内におけるブルボン朝期のフランス語もやはりあくまでも国家語と呼ぶべきであり、近代の国語とは区別される必要がある。

他方ドイツにおける前近代の民族意識^{ネイション}は16世紀にWelscheに対する差異の意識として明確な形をとり、同時期の宗教改革がこの意識を強めた。特に反フランス精神は17世紀後半のルイ14世下で絶頂に達するが、この時期にも国家としての帝権^{ステイト}は認められるものの、近代的国民国家への道はフランスと比べてもさらに長かった。17世紀の帝国への愛国主義や18世紀の啓蒙主義的愛国主義は近代的ナショナリズムの前形態と見なしえるが、後者には同時期のフランスの近代的祖国観からの影響が認められる。

言語面では帝国の枠組内^{ライヒ}とはいえ、16世紀のルターのドイツ語訳聖書やその他

の著作はドイツ民族の共通語へ向けた歩みの端緒となり、それはクラウプスの文法書によって明示的な形で宣言された。17世紀には《実りを結ぶ会》をはじめとする言語協会が諸領邦国家の枠組を超えたレベルでのドイツ語涵養への動きを起し、18世紀にもその動きは引き継がれる。また帝国内通用語及び外交用語としては18世紀末までラテン語が有力であり続けたことは銘記すべきである。

さらに思想面ではヘルダーの、民族とは言語共同体のことであるという前提に立った民族的（あるいはエトニ的）ナショナリズムが19～20世紀のドイツ及び東ヨーロッパにおける近代的ネイション成立の際に重要な役割を果たした点も忘れてはならない。

*

*

フランス革命期に至るまでのフランスとドイツは近代国民国家形成への予備段階にあったが、唯一の主権が王に属するフランスが主権が多数の領邦国家に帰するドイツよりも一歩先んじていた。しかしそのフランスにおいても近代国家におけるような国語（national language）が存在していたと言い難く、あるのはせいぜい国家語（language of state）と呼ぶべきものであったことは上に述べた通りである⁽⁴⁷⁾。フランスでは革命時になり初めて国語と翻訳されえる langue nationale という表現が現れる⁽⁴⁸⁾。他方ドイツでは統一された主権国家なしに言語の純化・統一化が目指されたが、フランスとの対比で言えば当時は国家語すら存在できなかった。さらに国語と呼べるものが誕生するには、早くとも19世紀末のドイツ帝国の成立を待たねばならなかったのである⁽⁴⁹⁾。

注

1. ただし第二の「近代主義者」の立場も——E. ゲルナーの弟子であった A. D. スミスのように——考慮しておく。第二・第三の立場の相違は近代以前にも存在した民族共同体・王朝国家をネイションと認識するか否かに要されるのである。
2. 本稿では単に「ドイツ」と呼ぶ場合、今日のオーストリア、ルクセンブルクなどを含むドイツ語圏（スイスは除く）を指すものとする。
3. ただしブルボン朝フランスのように、前近代的でありながら民族と国家の一致する度合いが比較的高く、一体としての国家とその規範語が存在する場合は近代以後の国語に近いものを認めることができる。本稿ではこれを国家語と呼んでおく。
4. 年代区分に関しては、例えばドイツ語では Spätmittelalter（中世後期）から frühe Neuzeit（近世初期）まで：（14～16世紀）——Neuzeit（近世：17～18世紀）——Mo-

derne（近代：19世紀～）といった区分を始め様々な区切り方があり、それ自体大きな議論の余地があるが、本稿での主要論点ではないため、ここでは便宜的に中世（～15世紀）——近世（16～18世紀）——近代（19世紀～）としておく。

5. Vgl. R. Babel, *Deutsch-Französische Geschichte 1500 bis 1648*, Darmstadt 2005, S. 142.
6. Ebd., S. 148.
7. 拙稿『『ドイツ』とその『外部』——中世から近代へかけて“welsch”の意味変遷との関連において——』（『一橋論叢』第124巻第4号、18～30頁）を参照。
8. Vgl. Babel, a.a.O., S. 143.
9. Ebd., S. 144f. 及び前掲拙稿参照。
10. Ebd., S. 154.
11. Ebd., S. 143.
12. Ebd., S. 155ff.
13. Ebd., S. 161, 163f.
14. 『国家についての六巻の書（Six livres de la République）』1576年。Vgl. Ebd., S. 182f.
15. 『当代諸誌（Historiae sui temporis）』第1巻、1626年。Vgl. Ebd., S. 183.
16. ここでいう「民衆語」とはラテン語への対概念で、当時の北部フランス語（オイル語あるいは中代フランス語）のみではなく、南部のオック語などをも含んでいる。
17. 注3参照。
18. 近年のドイツ語史研究では、ルターすなわち近世（近代）ドイツ語の父、といったルター一辺倒の見方は修正されてきているが、ここでは詳細には立ち入らない。いずれにせよ、ルターが近世（近代）ドイツ語の標準化にとって大きな役割を果たしたという事実は動かないのである。
19. フランス語では siècle という言葉は世紀を意味するとともに時代をも表わし、ドイツ語のように Jahrhundert（世紀）、Zeitalter（時代）という区別がない。そのため「ルイ14世の時代（Le siècle de Louis XIV）」とは正確に17世紀に対応している訳ではなく、ルイ14世の在任期間である17世紀中頃より18世紀初頭（1643～1715）を指している。
20. Vgl. G. Braun, *Deutsch-Französische Geschichte 1648 bis 1789*, Darmstadt 2008, S. 228.
21. Ebd., S. 226.
22. Ebd., S. 222.
23. Vgl. Babel, a.a.O., S. 185.
24. Vgl. F. Bosbach, *Der französische Erbfeind. Zu einem deutschen Feindbild im Zeitalter Ludwigs XIV.* (In: *Feindbilder. Die Darstellung des Gegners in der politischen Publizistik des Mittelalters und der Neuzeit*, hrsg. v. F. Bosbach, Köln u.a. 1992).
25. Vgl. Braun, a.a.O., S. 213.
26. 王朝間における闘争との関連で言えば、三十年戦争を終結させたウェストファリア条約により、帝国内の封建領邦君主達にローマ教皇からの自立性が認められたことで西欧的主権が認知され、ここに近代の成立の里程碑を見る向きもある。しかしその主体はあくまでも前近代的な君主であり、近代の国民ではなかったことは忘れてはならない。新藤

榮一『現代国際関係学——歴史・思想・理論』有斐閣, 2001年, 7・28頁参照。

27. Vgl. Braun, a.a.O., S. 214.
28. Ebd., S. 226.
29. 前述の E. ホブスボームの表現。
30. Vgl. Braun, a.a.O., S. 227.
31. 18世紀フランスの“philosophes”とは現在言われる「哲学者」よりも広義であり、むしろ「啓蒙主義的知識人」一般を指し示す言葉であった。
32. Vgl. Braun, a.a.O., S. 228. 百科全書派によって提起された「王政において愛国主義は存在しえるか」という問題とは別に、18世紀後半のフランスでは愛国主義に関わる言説が多く見られ、祖国 (patrie), 愛国主義者 (patriote), 愛国主義 (patriotisme) などの語彙が当時からフランス語に定着している。
33. Ebd., S. 227.
34. アカデミア・デラ・クルスカはイタリアの言語協会の中で最古のものではないが、当時のイタリア語の規範を14世紀のフィレンツェの三大詩人（ダンテ、ペトラルカ、ボッカッチョ）の文語に求め、またメディチ家出身のトスカーナ大公フランチェスコの後ろ盾で設立されたためもあり言語協会の中では最も声望が高かった。この協会については以下の拙稿を参照されたい：Die Fruchtbringende Gesellschaft und die Accademia della Crusca im 17. Jahrhundert — Zwei Sprachvereine zwischen Luther/Machiavelli und Leibniz/Galilei — (In: Hitotsubashi Journal of Arts and Sciences, 49, 1, 2008, S. 1～9).
35. 家島光一郎・川村克己・田島宏『現代フランス語のできるまで——フランス語小史——』白水社, 1962年, 92頁参照。
36. 同上書 93～94頁参照。
37. 同上書 98～99頁参照。
38. Vgl. P. von Polenz, Deutsche Sprachgeschichte vom Spätmittelalter bis zur Gegenwart, Bd. II, 17. und 18. Jahrhundert, Berlin/New York 1994, S. 71f. ポーレンツは一例として18世紀末のプロイセン改革者カール・フォン・シュタイン男爵を挙げているが、彼は「帝国を愛し (reichspatriotisch)」「古いフランケン流の (altfränkisch)」気概を持った父親にはドイツ語のみで、活発な精神を持ち、「時代のすべての精神的潮流に対して開かれた」母親にはフランス語のみで、多くの近親者達や親友達のある者にはフランス語で、ある者にはドイツ語で、また同じ人物に両言語を時により使い分けて手紙や公的書類を書いていたという。
39. Vgl. Braun, a.a.O., S. 196.
40. Vgl. Shimizu, a.a.O., S. 1.; von Polenz, a.a.O., S. 115f.
41. Vgl. Braun, a.a.O., S. 158f.
42. Ebd., S. 172ff.
43. Ebd., S. 174.
44. Ebd., S. 176f.
45. ヘルダーがドイツ演劇との関係において民族を論じているものとして以下を参照：J. G. Herder, Fragmente über neuere deutsche Literatur, 1767-1768, (In: Johann Gottfried

Herder: Werke, Bd. I, Frühe Schriften, 1764-1772, hrsg. v. U. Gaier, Frankfurt a. M. 1968). またヘルダーと民族的ナショナリズムの関係については以下を参照: von Polenz, aa.O., S. 332; A. Shimizu, Das 18. Jahrhundert als Wendepunkt des Sprachdenkens — Der Streit zwischen Aufklärung und Romantik — (In: Hitotsubashi Journal of Arts and Sciences, 47, 1, 2006, S. 21-30), S. 27ff.).

46. Vgl. Braun, aa.O., S. 196f. ただし、オーストリアでは対外通信用語としてフランス語が支配的になった後もイタリア語とラテン語を併用し続けた。
47. 実はフランス革命以後もすぐに国語がフランス国民の間に浸透したわけではない。1793年9月の国民公会の文部委員会で、グレゴワール師 (Abbé Grégoire) は当時約2300万人と推定されたフランス全人口のうち、600万人はフランス語を全く解さず、他の600万人は流暢に話すことができない、と報告している (田中克彦『ことばと国家』岩波新書, 1981年, 101頁参照)。しかしこの点は近代以降に関する問題であり本稿の考察範囲ではないため、ここでは指摘するにとどめる。
48. 田中前掲書90頁以下参照。Langue nationale は本稿の趣旨に従えば「民族／国民の言語」を意味するべきであるが、田中は「国家の言語」と訳している。だがこの点はヨーロッパ各地における近代国民国家の成立をどの時点に求めるのかに関係しており、また日本語学内での用語の問題ともなってしまうので、ここではこれ以上立ち入らない。
49. 新生ドイツ帝国は、フランス語の表現を模した Nationalsprache (国民の言語) に加え、1876年 Staatssprache (国家の言語) という表現を法律用語として定着させる (田中前掲書108頁参照)。これは本稿の趣旨から言えば国家語ではなく国語と訳すべきものである。ただし注47)と同様の理由により、この点についてはこれ以上立ち入らない。

他方、同時期の多民族国家オーストリア・ハンガリー帝国では様々な言語が話されていたため、国語としてのドイツ語の成立は主にドイツ語話者からなるオーストリアが共和国として独立した第一次世界大戦以降に求められるべきであろう。